



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
3月25日
号外(5)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 人事委員会規則

- ※職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- ※滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則..... 1

人事委員会規則

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県人事委員会委員長 曾根 寛

滋賀県人事委員会規則第3号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成4年滋賀県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の2(見出しを含む。)中「第2条第4号ア(ウ)」を「第2条第4号ア(イ)」に改める。

第15条の2(見出しを含む。)中「第22条第2号イ」を「第22条第2号」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

滋賀県人事委員会委員長 曾根 寛

滋賀県人事委員会規則第4号

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和32年滋賀県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4条第1号から第5号までおよび第7号から第18号まで」を「第4条各号(第6号を除く。)」に改め、「の各号」を削り、同項第16号中「銃器犯罪捜査従事作業」を「銃器等犯罪捜査従事作業」に改め、「が銃器」の右に「もしくはクロスボウ(以下この号において「銃器等」という。)」を加え、「銃器と」を「銃器等と」に、「銃器が」を「銃器等が」に改め、同項に次の2号を加える。

(19) 逃走家畜取扱作業 警察職員が遺失物法(平成18年法律第73号)に基づく逃走した家畜に接して行う拾得または返還に関する作業

(20) 放置違反金等徴収作業 警察職員が放置違反金等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第14項に規定する放置違反金等をいう。以下この号において同じ。)を滞納している者その他関係者に接して放置違反金等の徴収または納付の催告を行う作業

第2条第13項中「第6条第18項」を「第6条第20項」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項第16号の規定は、令和4年3月15日から適用する。

